

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
<p>例</p>	<p>誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>	<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>47 (H26)</p>	<p>養護者からのネグレクトで卒業支援の学校が区役所に通報した。学校や作業所、相談支援事業所などがもともと関わっていたが、関係機関の参加がないまま対応の検討がなされた。(相談16)</p>	<p>障害者虐待防止法の施行後、札幌市の障がい者虐待対応マニュアルに沿って対応したケースがありました。フロー図では相談や通報、届出を区保健福祉部が受付した後、初動体制検討や調査などを経て「個別ケース会議」が開かれることになっていますが、このケース関わりのあった相談支援事業所をはじめ関係機関は参加しないで検討され援助方針が決まってしまうました。 関係機関が参加できるのはどのような場合で、誰が判断するのかを知りたいです。</p>	<p>【課題整理済】</p>	<p>【相談支援部会の結果】 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。 その後プランに反映。 平成28年3月に、障がい者虐待防止ネットワークが設置。</p> <p>【相談支援部会からの回答】 ・障がい福祉課で検討</p> <p>【参考】 ・平成30年6月に「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における虐待の防止と対応手引き」一部改訂について厚生労働省より通知 <a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougai/hokenfukushibu/0000211205.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougai/hokenfukushibu/0000211205.pdf</a></p> <p>・令和元年9月9日に札幌市委託相談支援事業所と札幌市各区保健福祉課職員を対象とし、合同で虐待防止研修が開催された。</p> <p>【令和2年度】 ・札幌市委保護児童対策地域協議会より各地域部会へ会議への出席を求め動きがあった。</p> <p>【令和5年度】 令和5年11月に札幌市の障がい者虐待対応マニュアルが改訂された。</p>	<p>主：相談支援事業</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
101 (H29)	<p>他市町村では「計画案に沿った時間数」が認められているが、札幌市では「支給審査基準」に基づいた支給量の時間数しか認められなかった。</p> <p>具体的には、他町から転入してきた支援区分4の方でサービス等利用計画案に関わらず、「身体介護80時間→35時間」、「家事援助10時間→35時間」と変更になり、従来入っていたサービスが時間数の縛りを受け、入浴の回数を減らず、浴槽に浸かる時間を短くするなどのサービスの見直しをかけることとなった。【東区】</p>	<p>サービス支給決定にあたって、サービス等利用計画案が十分に反映される仕組みになっていない。利用者の事情に応じ、サービス等利用計画案を考慮した個別性、柔軟性のある支給決定が認められるようにしてほしい。</p> <p>また、適切なサービス等利用計画案が作成できるようにするため、相談支援事業所による計画相談を拡充する必要がある。</p> <p><b>【東区地域部会の意見】</b> 利用者の個別ニーズに対応するためには、相談支援事業所、行政双方の専門性の向上が求められる。</p> <p>サービス等利用計画案に係る検証については、障害支援区分等認定審査会の活用等も検討する必要がある。</p>	<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給審査基準はどこの市町村にもあるが、札幌市の場合はその基準を超える場合の決定協議する場がないので、そのような協議をする場が必要。</li> <li>・相談支援部会としても、計画相談の推進について考えることになっているので、相談部会でも検討していく。</li> <li>・少なくとも必要だと言っても、基準通りの時間で決定される実態がある。</li> </ul> <p>※相談支援部会で検討</p>	<p>全ての障がい福祉サービスの支給決定量の件ではないが、平成30年度より札幌市に重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会が設置され、重度訪問介護の個別的な支給決定についても論点ひとつとなっている。</p> <p>平成31年3月に「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」が札幌市へ提出された。詳しい内容は以下参照。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zaitakukaigooarikata.htm">https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zaitakukaigooarikata.htm</a></p> <p>令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することとなった。</p> <p><b>【令和5年度以降】</b> No.7のおよびNo.111の記載と同様</p>	主：相談支援

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
1 (H24)	ヘルパーの知識や技量について。 ・発達障がい知識 ・技量のラインが年々低くなっている ・そもそも養成する研修の場が少ない。 ・現場での人材不足が深刻。(東区1)	●市と協議会が連携し効果的な研修体制を確立する。 ●良質な人材の確保につながる施策を検討する。 ●障がい児の療育関係者へのスキルアップ研修を行う。	【課題整理済】 札幌市と協議会が共同でヘルパーの育成に関する研修を行う。 そのために、札幌市でヘルパーの研修会を行うには、まずは現段階でヘルパーの研修がどのようになっているのかを知る必要があるため、まずはヘルパーにアンケートを取り、 (1)実際に研修が必要だと思うか、(2)研修が必要であるとするような研修が良いか、(3)研修に参加するとすると時間帯は、(4)どのような環境であれば研修に参加しやすいかを分析し、アンケート集約結果を参考にして研修を行う。研修を行った後もアンケートを取り、どこかにまとめ役になってもらってそのまとめ役(事業所等)が研修を定期的に開催する、情報交換会を行う等の機会を作りたい。それができた時点で協議会の担当者はハトンドタッチして協議会としての役割を終える。  ⇒「ヘルパー技術向上のための研修会の可能性について」として、課題整理を行った(25年度実施、26年度から東区地域部会にて引き続き検討を依頼) ⇒東区内の取り組みは東区地域部会で引き続き実施予定。 市域の取り組みについては関係団体等に依頼中。	【東区との意見交換結果】 ・研修の継続が必要 ・ヘルパー自身が自分の力量に問題があると思っているか?当事者の声も必要。東区の研修開催も重心の方へのアンケート結果から開催している。参加者の8~9割は高齢が対象。 ・ガイドヘルパー研修を実施しているのは札幌市ぐらいではないか。しかし開催が少ない。現実的な開催となっているか? ⇒現認者講習として位置付けて、実施すべき。 ・移動支援の研修として、底上げの意味も込めて開催。現場に入っている人を対象に開催する。 ・良いヘルパーにスポットが当たりにくい。ヘルパー本人が魅力を伝える場があってもよい。ヘルパーのアベンジャーズ。  第28回札幌市自立支援協議会全体会にて、市域のプロジェクトチーム(ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチーム)設置承認  【令和2年度】 ・第35回全体会(令和2年12月)にてヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームのまとめ報告及びプロジェクトチームの終了について承認。残された課題については、運営会議にて継続検討とする。  【令和3年度】 ・第36回全体会(令和3年6月)にてヘルパーの人材不足や技術向上についての課題については引き続き抽出し検討していくことを報告、承認。 ・第37回全体会(令和3年12月)にて協議会で人材確保や定着に向けてできる活動を検討していくことを改めて確認。  ※令和4年度以降のヘルパーに関わる課題については、No.115へ記載。	主: 支援 技法: 障 害特性

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が何をいつどのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
115 (R4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス利用者がヘルパー利用できない</li> <li>サービス提供を拒否されてしまう。</li> <li>ヘルパー調整ができない</li> </ul> 【中央区】	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支が合わない</li> <li>ヘルパーの不足</li> <li>適切なサービス利用ができない (サービスの質、種別、時間帯)</li> <li>駐車料金が高額 (中央区)</li> </ul> ていあん 提案) <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全市アンケート調査をお願いしたい この問題は中央区だけの問題なのか?</li> <li>2. 障がい者プランの見直しをきちんと行ってもらいたい ヘルパーの必要性や実態に合わせた検討をしてもらいたい (必要なヘルパーサービスが提供されるための実態把握と体制整備をプランに提案したい)</li> </ol>	【課題整理済】 (令和5年1月20日運営会議) <ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルパーの不足は中央区だけの問題ではない。行政に協力してもらふ必要もある。しかし、協議会として自分達でできることは、自分達で考え、ボランティア活動など、工夫しながら協力していきたい。</li> <li>ヘルパーが足りないのは重度身体障がいだけでなく、知的や精神の方へも不足がある。本当に必要な方に行き届かない状況もある。</li> <li>中央区だけではなく、全市的に実態調査を行い、その結果を障がい者プランにも反映できることを目的に課題内容を確認。</li> <li>令和5年2月の地域部会連絡会でも各区で実態調査の協力をえることができるか意見交換をする。</li> </ul> (令和5年2月27日 地域部会連絡会) <ul style="list-style-type: none"> <li>各区地域部会の取組の違いや優先度が違うので、一斉に協力するのは難しいのではないかと。もう少し具体的な方法などを含めて検討できる案が必要。</li> <li>もう少しアンケート調査の発信の方法や集計、分析の方法などを協議会運営会議で結んでから、次回以降の地域部会連絡会で検討。検討事項として持ち越し。</li> </ul> (令和5年3月16日 運営会議) <ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルパー課題への具体的な取組みは協議会の活動であることを運営会議で再度確認し、合意を得る。</li> <li>具体的なすすめ方、アンケートの集計や分析などはどうするのかについては、議論のたたき台をつくり継続検討していくことになる。</li> </ul>	【令和4年度】 <ul style="list-style-type: none"> <li>今まで自立支援協議会で検討、取組まれてきたヘルパーに係る課題について障がい者プランの計画検討部会担当部署に報告された。(No. 41の記載の通り)</li> </ul> 【令和5年度】 <ul style="list-style-type: none"> <li>第40回全体会結果 (令和5年6月21日)</li> <li>運営会議報告にて、中央区から提出されたヘルパーの実態調査について、今後札幌市全体で調査を進めていくことについて検討していることが報告された。</li> <li>第41回全体会結果 (令和5年12月5日)</li> <li>最終的に協議会として取り組むべき目標や把握すべき実態を整理し、調査を行う事を報告。まずはヘルパーサービス事業所と相談支援事業所にアンケート調査を年度内に行うことを報告し、協力依頼を行った。</li> <li>※「自立支援協議会 ヘルパーサービスの現状に関するアンケート」として、令和5年12月20日～令和6年2月16日の期間で実施。</li> </ul> 【令和6年度】 <ul style="list-style-type: none"> <li>第42回全体会 (令和6年6月26日)</li> <li>実施したヘルパーの実態アンケート調査の結果を分析していること、分析結果をもとに、全体、各部会で取り組む内容について運営会議で整理していることが報告された。</li> </ul>	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
67 (H26)	<p>・行動援護の在り方について 危険認知力が低く、突然の飛出しや他害がある方が行動援護の対象者だと認識しているが、児童に対応できる事業所が少ないと感じる。また、事業所によってスキルに差があると感じる。</p> <p>・障害児の地域生活について 地域に居住していても特別支援学級だと少し離れた小学校に通わなければならない場合がある。自宅の近くの公園で、小学校は離れてしまったが幼馴染と遊び、障害があっても地域のコミュニティで楽しく生活する。地域生活の支援を何よりも重視していきたいけれど、トラブルに発展してしまうことも多々ある。(東区)</p>	<p>・行動援護を提供する事業所の意識改革 ・行動援護ヘルパーの技術の向上 ・地域の障害児(者)への理解・啓発を促す運動 ・本人を中心に据えた地域ネットワーク作り(個別支援から地域支援へ)</p>	<p>【課題整理済】1と同じ見解 東区地域部会に情報提供</p>	<p>・第28回札幌市自立支援協議会全体会にて、ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームを承認。</p> <p>・ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームでは、平成30年度にヘルパーを対象にした座談会を開催。日々のヘルパーの想いや困りごとの共有等ができる仕組みを地域で作っていけないか検討。また、課題としては、技術向上もありつつも人材不足・事業所不足の課題がさらに深刻化してきていると確認。(令和元年7月1日ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチーム会議)</p> <p>【令和2年度～令和3年度】 ・No.1の記載と同様。</p> <p>【令和4年度以降】 ・No.115の記載と同様</p>	<p>主(前半)：支援技法・障害特性 主(後半)：個別的</p>
108 (R1)	サポートファイルさっぽろについて、保護者の物として、抜くと作成されないことがある。【南区】	保護者が作成しない場合、情報が途切れてしまう。作成についてサポートする機関が必要ではないか？	<p>【課題整理済】 (2019年7月16日運営会議) ・義務教育のお子さん(特別支援学校や学級)については、個別の教育支援計画(様式はサポートファイルさっぽろ)の作成が義務化になった。学齢期になれば、サポートファイルさっぽろの様式が、学校で個別の教育支援計画作成のツールとして活用される。学齢期以前は保護者については、作成有無によって違いが出てくる。会議自体が発達障がい特化した会議となっているため、障がいの有無に関わらずすべてのお子さんが作成するとすると、担当部署間での様々な調整が出てくることが予想される。行政からは、障がいの有無に関わらず活用できるように市内の全小中学校へは周知案内をしている。</p> <p>・もともと子ども分野で話題が出ていたものだったので、課題検討については子ども部会で引き続き検討させてもらいたい。今年度中には何らかの結論を出せるようにする。</p>	<p>●子ども部会で継続審議中。 【令和4年度】 ・第39回全体会結果(令和4年12月8日) 子ども部会よりサポートファイルさっぽろの学習会を子ども部会で行ったと報告あり。</p>	主：教育

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
6 (H24)	精神障がいのある方の入居等に関する支援において、不動産屋で障がいをオープンにすると部屋(賃貸住宅)の契約がしづらくなる。保証会社の審査が通らない(通りにくい)。(東区6)	●精神障がいに関する正しい情報提供を行う。	【課題整理済】 障がいの住まいの課題のため、3と一緒に検討する。 ①東区地域部会でビッグの方を招いて「障がいの住まい」についての研修会を行う予定であるので、他の地区とも合同で出来ないか検討する。 ②精神障がい者のみではなく、障がいのある方の入居に関しては、福祉側からの働きかけも必要だと考えられるので、不動産・借家が安心できるようなパンフレットを作成する ③方法として、運営委員が各地区1-2名ほど住宅問題に関して興味のある人に集まってもらおうよう呼びかけをして、そこでチームを作り(1)研修、(2)広報等の活動を行ってもらおう ④まずは運営会議に相談する ⇒「市営住宅の単身入居を含む住まいの問題」として課題整理を行った(25年度実施、26年度から中央区地域部会にて引き続き検討を依頼)	<p>中央区地域部会で、宅建協会作成の『一人暮らしガイドブック』の分かりやすい版が完成。 平成30年度、ガイドブックを札幌市のホームページに掲載。市民便利帳にもガイドブックの案内を掲載。 令和元年度、一人暮らしガイドブック周知のためのちらし作成。</p> <p>【参考】 ・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号)第51条に基づき、令和2年1月に札幌市居住支援協議会が設置された。また、居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」が開設。 <a href="https://s-kyoju.jp/">https://s-kyoju.jp/</a></p> <p>【令和3年度】 ・第36回全体会(令和3年6月) 住まいに関するプロジェクトチームが活動目安の3年間を終え、プロジェクト終了の報告。終了について承認。自立支援協議会と居住支援協議会との連携については、相談支援部会に引継ぎ。「一人暮らしガイドブック」の周知については運営会議に引継ぎ、その他の残された課題についても運営会議に引き継がれることを確認。 ・協議会運営会議(令和3年7月) 住まいプロジェクトから引継がれた居住支援協議会と相談支援専門員との連携について改めて確認。コロナ禍ということもあるため、時期をみて連携について検討することに。 一人暮らしガイドブックの配布方法について確認。 ・相談支援部会と居住支援協議会相談窓口(みな住まいる)との情報交換会を実施(令和3年12月3日) ・相談支援部会部会長が居住支援協議会相談窓口の勉強会に参加(令和4年2月)</p> <p>【令和4年度】 ・協議会運営会議(令和5年3月16日) No.41の記載と同様。 ・札幌市自立支援協議会好事例集にこの課題に関する「一人暮らしガイドブック」作成の取組みについて掲載された。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tiikijirusien/documents/koujireisyuu.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tiikijirusien/documents/koujireisyuu.pdf</a></p>	主: 住まい

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。		
6 (H24) つづき				【令和5年度】 ・令和6年3月 さっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策1に「差別解消・権利擁護の推進・虐待防止」が示されている。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf</a>  【参考】 ・障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト <a href="https://shougai-sha-sabetukaishou.go.jp/">https://shougai-sha-sabetukaishou.go.jp/</a>	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
37 (H25)	<p>〇情報の保障</p> <p>地域の物件や不動産会社に関する情報に、障がい者やその家族が簡単にアクセスできる仕組みが必要である。たとえば、物件に関しては、住宅改修が可能かどうか、周辺環境や最寄駅のバリアフリーの状況、また、協力的な不動産会社がどこにあるか、その不動産会社へは車いすが入店できるのか、その会社の誰に相談すればいいのか、物件探しの際に車いすのまま乗車できる車両を持っている不動産会社はどこか等の情報に、障がい者や家族が簡単にアクセスできる仕組みが必要である。</p> <p>特に、IT環境を持たない障がい者や、ITそのものを利用できない障がい者も多くおり、「人」を介した分かりやすい情報提供の仕組みが重要である。(東区20)</p>	障がい者が必要とする情報に簡単にアクセスできる仕組みを検討する。	【課題整理済】6の見解と同じ	<p>平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.6の【参考】の記載と同様。</li> </ul> <p>【令和3年度～4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.6の記載と同様</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.100の記載と同様</li> </ul>	主：住まい 副：個別 的・情報 保障
38 (H25)	<p>〇不動産会社との連携</p> <p>地域生活支援に関わる事業者と不動産会社との連携が必要である。物件見学会や、交流会・意見交換会、研修会等を通して、日常的に連携体制を作っていく作業が必要である。地域生活支援の事業者たちと不動産会社がもっと有機的に連携できれば、障がい者の「住まい探し」や「自立生活」の可能性は大きく広がるはずである。(東区21)</p>	障がい者を支援する事業所と不動産会社とが連携する仕組みを検討する	【課題整理済】6の見解と同じ	<p>【大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.36の記載と同様。</li> </ul> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.6の【参考】の記載と同様。</li> </ul> <p>【令和3年度～5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.6の記載と同様</li> </ul>	主：住まい 副：個別 的
39 (H25)	<p>〇大家・管理会社の不安</p> <p>大家、管理会社の不安の問題をどうするのか。障がい者と日常的に接する機会が少ないため、障がい者がどんな生活をしているのかわからないという不安が生じやすい。大家が障がい者の暮らしについてイメージできることが、大家自身の不安を取り除くことにつながる。たとえば、「暮らしの履歴書」を提示するという方法も、大家に障がい者の暮らしを具体的にイメージしてもらうためには有効な方法である。大家が「障がい者の暮らし」を具体的にイメージできるような手立てを工夫してゆく必要がある。(東区22)</p>	大家・管理会社が障がい者に対して抱く不安を解消する仕組みを検討する。	【課題整理済】6の見解と同じ	<p>【大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.36の記載と同様。</li> </ul> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.6の【参考】の記載と同様。</li> </ul> <p>【令和3年度～5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.6の記載と同様</li> </ul>	主：住まい 副：個別 的

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
87 (H28)	<p>36歳女性、ALSで気切、人工呼吸器装着、胃ろう造設。夫と3歳の息子の3人家族。実家は道外で家族の支援は受けられない。</p> <p>8か月前に初診だが、進行が非常に早くして既に寝たきりで動けない状況。顔の筋肉が若干動くことから、しゃべると空気が漏れる音で多少話している内容が聞き取れる状態。</p> <p>本人としては、まだ会話ができる内に自宅に戻って息子さん、ご主人と関わりながら在宅生活を送りたい希望だが、医療的ケアが非常に多い状況で、略痰事業者一貫事業所から手当たり次第事業所に連絡しても、新規でサービス提供できる事業所がほとんどない現状。サービス提供が整わないと自宅に戻ることは難しいことから現在も入院継続しながらサービス調整を試みている状況。【相談】</p>	<p><b>【課題】</b> ALS患者のヘルパー手配について</p> <p><b>【考えられる解決策】</b> 医療的ケアが必要な人への重度訪問介護は通常の重度訪問介護よりも事業所が見つからない。特定医療行為の研修費用も高く、タイミング的にもいつでも研修を受けられる状況ではない。また、研修を実施できる指定事業所毎に研修開催時期も発表しているため、札幌市内でいつ、どこで開催されるのかの情報が無い。</p> <p>特定医療行為の研修費用の助成制度や研修の計画的な実施(毎月どこかで研修が受けられるような仕組み、もしくは、希望者が5名集まったら研修受講ができるなど)。</p> <p>PA制度による医療的ケアの整理。</p> <p>※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題</p>	<p><b>【課題整理済】</b> 次に同様のケースがあった場合に、体制をどう作るか。ヘルパーの技術向上ではあるが、医療的ケアの研修を受けなければならない。研修事業者の指定は道。自事業所のためだけの研修実施はできないことになっているが、自事業所の受講者がいないと中止になることもある。重複障がいプロジェクトの取組とも重なる。医療的なこともあるので、訪問看護なども関わっていった方がよい。</p> <p>ALSの方にサービス提供する事業所は一部。ヘルパーPTでも研修のひとつにALSについて入れることはできるかもしれない。</p> <p>重度訪問介護は単価が安いというイメージなので、医療ケアが無くても事業所が無い。</p> <p>ALSは難病なので毎日訪問看護入ること可能。</p> <p>ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームで検討</p>	<p><b>【平成30年度】</b> ・平成30年度より札幌市にて「重複障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会」が設置。検討会では、重複障がい者を支える人材育成についても論点のひとつとなっている。 ・重複障がいに関するプロジェクトチームでも、市内の居宅介護事業所や訪問看護事業所に対してアンケート調査を実施。 ・平成31年3月に「重複障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」が札幌市へ提出された。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/documents/arikatakentouka_i_ikensyo.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/documents/arikatakentouka_i_ikensyo.pdf</a></p> <p><b>【令和元年度】</b> ・重複障がいに関するプロジェクトチームにて、市内の訪問看護事業所に対してアンケート調査を実施。</p> <p><b>【令和2年度】</b> ・令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することとなった。</p> <p>・協議会運営会議(R3.3.24 リモート会議) No.7の記載と同様。</p> <p><b>【令和3年度~6年度】</b> ・協議会運営会議(令和5年3月16日) <u>No.41の記載と同様</u> ・<u>重複障がいの課題については、No.7およびNo.111の記載と同様。</u> ・ヘルパーの課題については、No.1およびNo.115の記載と同様。</p>	<p>主：医療 副：支援 技法・障害特性</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
88 (H28)	<p>45歳 女性 ALS (気管切開、胃瘻、人口呼吸器あり) 夫(潰瘍性大腸炎を患いながら福祉施設に勤務)、娘2人(中学生と小学生)と同居</p> <p>【在宅生活中、利用していたサービスなど】 重度訪問介護720時間(ヘルパ-事業A、Bの2ヶ所)※720時間の大部分をAが担っていた。</p> <p>訪問リハビリ 訪問診療</p> <p>事業所Aのヘルパ-退職が相次いだことで、720時間の調整が困難となり、6月上旬から市内の病院ヘルスパ-バイト入院。Aを通じて6月中旬にヘルパ-調整の相談依頼を受ける。入院後Aの紹介で、事業所Cが加わり入院中PAとして病院へ派遣開始。本人、家族の希望は『720時間のヘルパ-調整を行い在宅復帰』。病院も入院当初は『720時間の調整がつくまで』という条件で受け入れていた。</p> <p>道HPから『喀痰吸引等に関する登録特定行為事業者一覧(重度訪問介護)』すべての事業所にあたったが、対応してくれるという返答を買った事業所2ヶ所のみ。9月8日時点で、未調整の時間が約350時間。720時間の調整は困難となる。病院も調整つく自途ないのであれば施設へ退院を推すようになる。生活介護、短期入所等の併用も含め、在宅復帰検討となるが、受入可能な通所、短期入所もほぼ皆無な状況。社会資源不足が原因で在宅復帰が非常に困難となっているケース【相談】</p>	<p>【課題】 重度訪問介護720時間の支給決定を受けている方の退院に向けたサービス調整</p> <p>【考えられる解決策】 解決策が見当たりませんが考えられるとしたら、 ・社会資源(医療ケアがあっても受入れてくれる事業所)の拡充促進 通所も、ショートも、ヘルパ-も・・・ ・喀痰吸引等の研修頻度の増回(現在年2回くらい?) ・医療的ケア対応事業所の加算の充実</p> <p>※ヘルパ-の技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題</p>	<p>【課題整理済】87の見解と同じ PAのサクシオンは、同意書で可能。胃ろうはできない。</p>	<p>【参考】 平成30年度報酬改訂により、医療的ケア児者に対する支援の充実がある(重度訪問介護についての規程は無い)。 ⇒札幌市医療的ケア児支援検討会が平成30年6月に設置された。 ⇒平成31年3月 上記検討会にて「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」が実施され、報告書が作成されている。 <a href="http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/sagyosho/documents/houkoku_sho_190319.pdf">http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/sagyosho/documents/houkoku_sho_190319.pdf</a> ⇒令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することとなった。</p> <p>ヘルパ-の技術向上に関するプロジェクトチームでも課題として検討。</p> <p>【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】 No.7の記載と同様。</p> <p>【令和2年度～令和6年度】 ・No.7およびNo.111の記載と同様。 ・No.41の記載と同様。</p>	<p>主：医療 副：支援 技法・障 害特性</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が何をいつどのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
102 (H30)	一人暮らしをしている知的障害のある方が区役所から様々な通知書が送られて来ても、漢字等にルビが付いていないか何について書かれているのか分からなくて、とても困っている。【東区】	ルビが付くと読める知的障害のある方もいるが、ルビがあると逆に読みづらくなる発達障害や視覚障害のある方もいるので、多くの方が読める通知の方法を検討する必要がある。 行政からの知的障害のある方への通知書等（特に福祉に関するもの）には全てルビを付けるようにする。 タイトルだけでも、ひらがなで表示したり、問い合わせ電話がしやすいよう電話番号を目立つようにしたり、大切なお知らせだとわかる色つき封筒で送付したり、工夫する。 全国手をつなぐ育成会連合会 本人活動支援委員会が作成した「わかりやすい情報提供のガイドライン」 大阪手をつなぐ育成会「わかりやすい情報提供に関するガイドライン」を活用し通知の方法を検討する。	【課題整理済】 ・必要に応じて各区で個別に対応してくれていることは確認した。 ・一概にルビがあればということではなく、本人にわかりやすい表現というのは大切になってくる。 ・例えば、「この書類は重要なのでわからなければ誰かに相談してください」と表記をする等の工夫は出来ないかについては、今後の検討になるが、行政の意識としても「わかりやすさ」を意識するような状況になってきている。 ・「わかりやすい情報提供ガイドライン」を市役所（障がい福祉課）内で回覧し意識を高める。各区保健福祉課福祉支援係には、東区地域部会からの地域課題フィードバックのため、運営会議議事録 課題整理シート、情報提供ガイドラインはその参考資料として送付する ・視覚障がいの方への通知については、各区で個別に対応しているという回答。第三者に伝えていくシステムについてという意見が出ていた（課題No.101） ・課題カテゴリとして、新たに「情報保障」というものを作成。この課題はそちらに分類することにする。	【第35回全体会（令和2年12月）】 全体会構成委員より区役所からくる通知等にはルビがなくわかりづらいつい意見あり。 ⇒（札幌市回答）一律にあらゆる通知にルビをつけたり、言葉を簡単にしたりすることは難しいですが、個別にお問合せいただきましたら、障がいの特性等に応じ、必要な合理的配慮の提供を行います。知的障がいのある方をはじめ市民の皆様にわかりやすい内容の文書を作っていくよう、努めていきたいと考えております。 【令和5年度】 ・No.100の記載と同様	主：情報保障

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
<p>例</p>	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>	<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>30 (H25)</p>	<p>〇知的障がい者には、情報の説明がわからない。避難場所が家から遠くなっているようであるが(近くにも避難場所があるのに)その理由もわからない。 〇救助体制はどのような仕組みなのか知りたい。 〇障がいのある方への情報提供の仕方などを再度見直して欲しい(ルビ振り) その他、一般市民に向けた周知も含む。 〇現在、これらの事に関してまちづくりサポーターと協議していると事だが、進捗状況と今後の方向性も含めて回答を頂き、各関係者(手稲区地域部会)にも伝えていきたい。(手稲区1)</p>	<p>●震災時の避難(ハザードマップ含む)などについての情報が少ない ●障がい者(子供、高齢者)が本当に避難できる場所なのか?見直してほしい</p>	<p>【課題整理済】 ・情報不足、避難所の整備等は引き続き情報収集する ・まちづくりサポーターにより平成25年度の活動報告及び進捗状況については現在取りまとめ中。 ・平成26年9月11日の大雨の状況について、危機管理対策室が平成27年3月に報告書を作成。 <a href="http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/chibou_minaoshi_jishinhen/bousaikaigi26/index.html">http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/chibou_minaoshi_jishinhen/bousaikaigi26/index.html</a></p>	<p>・福祉避難所は非公開。開設されるかどうか、その時の状況によるため。 ・一般の避難所から福祉避難所に誘導する仕組み。 ・平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。 ・平成30年9月に発生した「北海道胆振東部地震」後には、各地域部会で災害に関する検討が行われた。自立支援協議会全体としても災害に対する取組みと今後の課題に向けての検討を行うことを運営会議で決定。第32回全体会で、災害発生時の状況と対応、今後の課題について共有することにした。 →令和元年5月第32回全体会にて「防災に関するまとめ」を共有 <a href="http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/kyougikai/documents/99_nenkankatudouhoukokusyo_bousai.pdf">http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/kyougikai/documents/99_nenkankatudouhoukokusyo_bousai.pdf</a> <b>【参考1】</b> ・「札幌市災害時の要配慮者二次避難所(福祉避難所)設置要綱」 ・「要配慮者二次避難所(福祉避難所)設置・運営ガイドライン(概要版)」(令和3年3月改訂) <a href="https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youhairyosyanijihinanjanjyo/documents/gaiyou-gaidorain.pdf">https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youhairyosyanijihinanjanjyo/documents/gaiyou-gaidorain.pdf</a> <b>【参考2】</b> ※令和3年度報酬改定 「感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たった地域と連携した取組を強化する」と示される。 1. 感染症対策の強化(全サービス) 2. 業務継続に向けた取組の強化(全サービス) 3. 地域と連携した災害対応の強化(施設系、通所系、居住系サービス) ※令和6年度報酬改定 ・介護施設・事業所における業務継続計画の作成が義務化された。 ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」が新設された。</p>	<p>主: 災害 副: 情報保障</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が何をいつどのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
30 (H25) つづき				<p>【参考 3】 札幌市が要配慮者二次避難所 (福祉避難所) のリーフレット「福祉避難スペース・要配慮者二次避難所 (福祉避難所) のご案内」を作成、周知 (令和 3 年度) <a href="https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youhairyosyanijihinanjo/youhairyosyanijihinanjo.html">https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youhairyosyanijihinanjo/youhairyosyanijihinanjo.html</a></p> <p>【令和 5 年度】 ・令和 6 年 3 月にさっぽろ障がい者プラン 2024 が策定された。基本施策 7「安全・安心の実現」が示され、災害時における要配慮者への対応などへの取組について記載されている。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf</a></p>	
103 (H30)	在宅で、24時間酸素療法を行っている障がい児が、震災に伴う停電で電源が確保できず、かかりつけのクリニックに相談したが、大きな病院への入院手配や紹介はしてもらえず、家族が直接電話するよう言われ困った。【東区】	24時間電源が必要な医ケアを在宅で行っている障がい児者が、災害による停電時に、電源確保などの入院が必要になった場合のしくみのあり方を検討する必要がある。	<p>【課題整理済】 ・運営会議にて、自立支援協議会全体で北海道胆振東部地震発生時の状況まとめと今後についての検討を継続していくことを決定。 ・各地域の地震の対応についてまとめていく段階で、同様の課題を抱えていると確認されるのではないかと推察できるため、全部出そろった段階で、東区の課題をどのように扱っていくか整理していく。 ・イメージを共有して、協議会全体としてどのようにまとめていくか、どのように公表するか検討を進める。</p>	<p>・第32回全体会で地域部会、専門部会から報告する。 一令和元年5月第32回全体会にて「防災に関するまとめ」を共有 <a href="http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/kyougikai/documents/99_nenkankatudouhoukokusyo_bousai.pdf">http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/kyougikai/documents/99_nenkankatudouhoukokusyo_bousai.pdf</a></p> <p>・地域部会連絡会では、「防災のまとめ」の周知を行っていくことと地域部会で防災に関する活動を継続的に、情報共有していくことを決定 (令和元年8月21日地域部会連絡会)</p> <p>【参考 1】 札幌市では、令和元年10月から、在宅で人工呼吸器や酸素濃縮器などの電気式の医療機器を使用する呼吸器機能障害のある方や難病患者の方などに、対し、非常用電源装置等の購入に係る費用を助成する「札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業」を実施することとなった。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/guide/zaitaku_10.html">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/guide/zaitaku_10.html</a></p> <p>【参考 2】 ・No. 30 の記載と同様</p> <p>【令和 5 年度】 ・No. 30 の記載と同様</p>	主：災害

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
104 (H30)	自閉症の子供の親が、多動などの障がい特性から避難所に避難できなくて在宅で過ごすしかなく、パニックなどの対応や食糧・水の確保が困った。【東区】	多動など障がい特性のため、一般避難所に避難できない障がい児者の避難所の指定について検討する必要がある。	【課題整理済】 No.103の見解と同様	【参考1】 ・No.30の記載と同様。  【参考2】 ・No.30の記載と同様  【参考3】 ・No.30の記載と同様。  【令和5年度】 ・No.30の記載と同様	主：災害
105 (H30)	精神や知的の障がい児者は、災害発生後数日から数週間後に心身に変動が現れたが、災害時の心のケア専門の相談窓口があることを知らなかった。【東区】	災害時に心のケア専門の相談を受ける窓口の周知を徹底する必要がある。  *生活支援ガイド 1.よくある質問(Q&A) <a href="http://www.city.sapporo.jp/kinkyu/seikatsushien/201809/index.html#QA">http://www.city.sapporo.jp/kinkyu/seikatsushien/201809/index.html#QA</a>	【課題整理済】 No.103の見解と同様		主：災害
106 (H30)	児童デイを利用する親が、事業所からの安否確認で訪問を受け、親子ともに安心できたという事例。 精神や知的の障がい児者は、震災発生直後の訪問等の対応で、ショックがかなり抑えられたという事例。【東区】	福祉サービス提供事業者が軸になった災害発生時安否確認のしくみを検討する必要がある。  例)事業所連合チームが地区割り安否確認する。 例)障害者手帳・受給者証更新時に、近所の事業所の場所・連絡先をお知らせし、何かあれば頼るよう案内する。	【課題整理済】 No.103の見解と同様	【令和5年度】 ・No.30の記載と同様	主：災害
107 (H30)	本人や子供の障がいにより、避難所に避難できず在宅で過ごし、水汲みや食糧確保に出かけても長時間並ぶことができず、入手できなくて困った。【東区】	障がい児者本人や家族が、優先的に水や食糧・ガソリンを確保できるような仕組みを検討する必要がある。	【課題整理済】 No.103の見解と同様	【令和5年度】 ・No.30の記載と同様	主：災害

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>	<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
90 (H28)	<p>54歳・男性・知的障害(療育手帳B) 家庭の事情から家族との同居を解消。本人は単身生活を希望し地域のアパートへ入居。 日中は就労継続支援A型にて就労。障害基礎年金2級受給中。</p> <p>これまでは、同居家族が金銭管理を行っていたが、今後支援が得られないため社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用を検討中。</p> <p>生活保護受給者は利用無料であるが、本人のような非課税世帯の方は利用料が1時間1,200円かかる。</p> <p>数年前に胃潰瘍で2回入院した際、有給休暇も使い果たし、給料が0円になった経験が、本人の中に強く残っており「金銭管理は頼みたいけど、また倒れたら利用料が払えるかな」と心配しており、利用料が高いハードルとなっている状況。</p> <p>就労継続支援A型での給料は時給制であり、本人の労働時間がダイレクトに反映される分、生活保護受給者よりも経済的に不安定であると感じた。【相談】</p>	<p>【課題】 日常生活自立支援事業の利用料金について</p> <p>【考えられる解決策】 日常生活自立支援事業の利用料金について、非課税世帯の無料化</p> <p>【同様の事例】 ・例えば過去には、本人が社協に出向けば300円位でやってくれたこともあり、一律でなく、もっと柔軟になれば。 ・日自の原則は訪問になっている。</p>	<p>【課題整理済】 ・日自利用件数などのデータを共有したい～札幌市は利用者が少ない？ 一他都市に、社協以外の金銭管理制度はないか？ 消費者センターを活用した仕組みでできないか？</p> <p>社労士・行政書士等が金銭管理の仕組みを作っているところもあって、でも割にあわない。グループホームで金銭管理しているところもあるが、グループホームが職能団体に依頼してくれてきたこともあった。グループホームが職能団体に依頼しているところもあるが、グループホームが職能団体に依頼してくれてきたこともあり、一律でなく、もっと柔軟になれば。</p> <p>・日自の原則は訪問になっている。</p> <p>1時間1200円の利用料がかかる。実施主体の社協が利用料を決められることになっているが、全国的に統一されている様子。したがって、個別に利用料設定は可能かもしれない。</p> <p>金銭管理について、日時と成年後見しか制度が無い。 知的障がい、精神障がい、認知症の方が対象。単なる浪費癖は、対象にならず、契約能力がある人で、権利擁護審査会で利用決定。利用を認めてもらうことが難しい場合も有、本人が支援の必要性を自覚できていないと、使えない。金銭管理はオプション。 成年後見利用支援事業についても活用を。</p>	<p>平成30年度専門部会連絡会で課題整理。就労支援随新部会で継続審議することとなる。</p> <p>【参考1】 ・札幌市成年後見制度利用促進計画が、令和3年3月に策定された。 ・令和6年3月に札幌市地域福祉社会計画2024が策定された。札幌市成年後見制度利用促進計画については、本計画に内包され、施策5「権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進」として示された。⇒ <a href="https://www.city.sapporo.jp/chiiikufukushi/keikaku/">https://www.city.sapporo.jp/chiiikufukushi/keikaku/</a></p> <p>【令和3年度】 成年後見制度利用支援事業の実施要項事務取扱が改定 ⇒令和3年7月1日から、経済的な理由により成年後見制度が利用できないことがないように、本人・親族申立て事案においても、一定の要件を満たす方に対し、市長申立て事案と同様に助成実施。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/guide/zaitaku_06_3.html">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/guide/zaitaku_06_3.html</a></p> <p>【参考2】 ・令和4年3月28日より成年後見制度の利用促進に係る中核機関(札幌市成年後見推進センター)が設置された。 <a href="https://www.sapporo-shakyo.or.jp/consult/anshin/index.html">https://www.sapporo-shakyo.or.jp/consult/anshin/index.html</a></p>	<p>主：日自・後見</p>